

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年6月まで

申立期間の国民年金保険料について、日本年金機構から納付事実が確認できない旨回答があった。申立期間については、A婦人会の人が集金に来て保険料を納付した。国民年金保険料預り証（名簿）を添付するので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料はA婦人会に納付した。」と主張しているところ、B市（当時は、C町）では、「当時の関係資料は無いが、申立期間当時、申立人が居住する地域にはA婦人会が存在し、国民年金保険料を集金していた。」と回答している上、申立人の所持している昭和44年度の国民年金保険料預り証（名簿）の写しを見ると、申立期間の国民年金保険料額に誤りは無く、集金人の欄には『D』の印鑑が押され、役場検印欄には『検認』のゴム印が押されていることから、その主張に不自然さはみられない。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びC町の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間のうち、昭和44年4月は未納期間、同年5月及び同年6月は未加入期間として記録されているものの、申立期間の国民年金保険料が還付された形跡は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年から 18 年まで

私は昭和 16 年から 18 年まで、A 市にある B 漁業の C 丸（船舶原簿謄本上は、第二 C 丸、以下同じ。）に乗船した。船主は、D だった。仕事は、E 業務の担当だった。同船では、16 年 4 月から同年 10 月まで F 漁をし、同年 11 月からは、G 漁をした。その後、戦争により同船とその乗組員は軍に召集され、H 部隊に配属された。1 年半ほど軍に所属し 18 年の暮れに除隊となった。同船に乗船中は、船主から健康保険証をもらった覚えがあり、船員保険料を控除された覚えもあることから、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C 丸は、戦争により軍に召集された。」と供述しているところ、同船は戦時加算該当船舶名簿により、昭和 18 年 11 月 28 日から 21 年 3 月 31 日までの期間、徴用されていたことが確認できることから、乗船期間の特定はできないものの、申立人が同船に乗船していたことはうかがえる。

しかしながら、船員保険被保険者名簿では、船舶所有者 D 所有の第二 C 丸は昭和 17 年 6 月 15 日に船員保険の適用船舶となっており、それ以前は、適用船舶とされていない。

また、船舶所有者 D は、昭和 26 年 1 月 7 日に船員保険の船舶所有者でなくなっており、同人は既に死亡している上、船舶原簿謄本によると、船舶所有者を継承した形跡が見当たらず、関係者の所在も不明なため、申立人の勤務実態及び船員保険の取扱いについて、関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚 8 人は、申立期間において第二 C

丸の船員保険に加入していた記録は無く、8人のうち、二人は死亡しており、6人は所在不明のため、申立人の勤務実態及び船員保険の取扱いについて、供述を得ることができない。

加えて、上記第二C丸に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の名前は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月10日から同年11月20日まで
② 昭和57年5月10日から同年11月20日まで
③ 昭和58年5月10日から同年11月20日まで

申立期間①、②及び③について、私は、A社（現在は、B社）に雇われ、C県D村にあったE建設現場で季節労働者として勤務したが、厚生年金保険の記録が無いので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が、申立期間①、②及び③において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の事業主は、「当時の資料が無く、申立人の勤務実態は確認できないが、季節労働者は厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかった。」と回答しており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人が当時の上司として名前を挙げた二人は姓のみの記憶であるため、当該事業所の被保険者原票により、当該上司と同姓の二人に照会したところ、両人はいずれも「C県D村のE建設現場に勤務したが、申立人の記憶は無い。当時は、現地採用の季節労働者は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述しており、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①、②及び③当時、前記の建設現場で事務を担当していた元同僚に照会したところ、「申立人に記憶がある。当時は、季節労働者を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかった。申立人は、A社の直雇いであったと思うが、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述

していることを踏まえると、当該事業所では、季節労働者を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は無く、全ての申立期間及びその前後における健康保険の整理番号に欠番も無い上、当該事業所における全ての申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

その上、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿により、申立人は、全ての申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月頃から2年4月頃まで

私は、A社（現在は、B社）C営業所のD業務開設に伴い、臨時雇用者として採用され、会社の健康保険証を使用して、E病院等に通院したことがある。

また、会社の給与から厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「当時、当社C営業所に勤務していた者から、申立人が勤務していた事実を確認できたが、証明する資料は無い。また、当社において、健康保険に関する書類について、申立期間の前後の期間を含めて、社会保険事務所（当時）から当社に払い出された健康保険番号を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無かったことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったものと判断した。」と回答している上、当該事業所のC営業所は、「申立期間当時の人事記録等の関係書類は保存期限が経過したことから廃棄処分した。」と回答していることから、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び具体的な供述を得ることはできなかった。

また、F公共職業安定所から提出された申立人の雇用保険受給資格者証を見ると、申立期間のうち、平成元年1月17日から同年5月2日までの期間において雇用保険基本手当を受給している上、同年2月2日から同年5月2日までの期間において訓練受講手当を受給し、同年2月は11日、同年

3月及び同年4月は12日、同年5月は1日の訓練受講日数が確認できる。

さらに、申立人が申立期間において健康保険証を使用し通院したと名前を挙げた3医療機関のうち、当時の資料を保管していた1医療機関からは、「平成元年10月4日に申立人の配偶者の健康保険の被扶養者として当院に通院した記録がある。」と回答している。

加えて、申立期間に当該事業所に勤務し、厚生年金保険の加入記録のある元同僚3人は、いずれも「申立人は知っているが、申立人が厚生年金保険料を控除されていたかは分からない。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける具体的な証言を得ることはできなかった。

その上、前記の元同僚3人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できるものの、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。